

【保育園・認定こども園〔保育園部分〕・地域型保育施設】

保育所徴収金利用者負担額（保育料）基準額表

3号認定（3歳未満）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定 義	保育標準時間	短時間保育	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、市民税の課税区分が右の区分に該当する世帯	0円	0円	
第3階層		均等割の額のみ（所得割額のない世帯）	8,000円	8,000円
第4階層	第1階層を除き、市民税の所得割額が右の区分に該当する世帯	30,000円未満	13,000円	12,700円
第5階層		30,000円以上 48,600円未満	16,000円	15,700円
第6階層		48,600円以上 65,000円未満	23,000円	22,600円
第7階層		65,000円以上 97,000円未満	25,000円	24,500円
第8階層		97,000円以上169,000円未満	30,000円	29,400円
第9階層		169,000円以上301,000円未満	31,000円	30,400円
第10階層		301,000円以上	32,000円	31,400円

※2歳児クラス：3歳の誕生日に2号認定に変更となりますが、翌年3月末までは上記料金の対象です。

備考

- この表の利用者負担額は、教育・保育給付限度額を超えないものとする。
- 「均等割額」及び「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割の額をいう。
- 所得割額の算定にあつては、地方税法に適用がある寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除を差し引く前の額とする。
- 児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母の場合には、当該保護者の市町村民税所得割額は、地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項に規定する控除を適用したものとみなして算定した額とする。
- 児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父の場合には、当該保護者の市町村民税所得割額は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を適用したものとみなして算定した額とする。
- 「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1箇月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1箇月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 第2階層又は第3階層に属する世帯であつて、当該児童が同一世帯の兄又は姉等を1人以上有するときは、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 第4階層若しくは第5階層に属する世帯又は第6階層に属する世帯のうち市民税の所得割額が57,700円未満の世帯であつて、当該児童が同一世帯の兄又は姉等を1人有するときは、この表に該当する利用者負担額の欄に掲げる額の半額とする。

- 9 第4階層若しくは第5階層に属する世帯又は第6階層に属する世帯のうち市民税の所得割額が57,700円未満の世帯であって、当該児童が同一世帯の兄又は姉等を2人以上有するときは、この表及び前項の規定にかかわらず、無料とする。
- 10 第6階層に属する世帯のうち、市民税の所得割額が57,700円以上の世帯又は第7階層から第10階層までに属する世帯のうち、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している兄又は姉（以下この項において「保育所等に入所等する兄又は姉」という。）を1人有するときは、この表に該当する利用者負担額の欄に掲げる額の半額とする。ただし、保育所等に入所等する兄又は姉を2人以上有する場合の利用者負担額は、無料とする。
- 11 次のいずれかに該当する世帯の利用者負担額は、第2階層又は第3階層に属する世帯にあつてはこの表の規定にかかわらず、無料とし、第4階層又は第5階層に属する世帯にあつては第1子をこの表に該当する利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、第6階層に属する世帯又は第7階層に属する世帯のうち市民税の所得割額が77,101円未満の世帯にあつては第1子をこの表の規定にかかわらず、2号認定は6,000円とし、3号認定は9,000円とする。ただし、当該児童が第2子以降の場合における利用者負担額は、当該第1子の年齢にかかわらず、無料とする。
- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者であつて、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児又は在宅障害者がいる世帯 次に掲げる者を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
- オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者